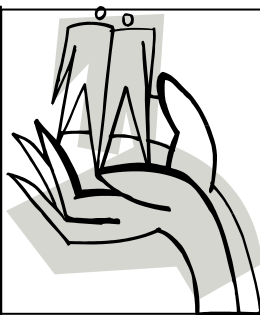


のぞみ

2020年夏季号(7月1日発行)No. 26



NPO 法人 成年後見のぞみ会

〒178-0064

練馬区南大泉 4-29-35

代表 照山 忠利

電話 080-1700-1050

Email: tteru@ae.auone-net.jp

近時雑感

「ゆく河の流れは絶えずしてしかももとの水にあらず。よどみにうかぶうたかたはかつ消えかつ結びて久しくとどまりたるためしなし」。ご存じ有名な「方丈記」の書き出しです。鴨長明は今から800年前、この随筆集の中で仏教の無常観とともに大火、竜巻、地震、戦乱等々の天変地異に苦しむ人々の様子を描いています。洪水・大風・旱魃による飢饉に疫病が重なった都では路地に行倒れとなった人の遺骸が異臭を放ち、河原には放置された死人の山で馬車の通行もできぬという具合。生きるがための物乞い、略奪、盗みが横行するすさまじい世相です。



洋の東西を問わず人類の歴史はある意味で苦難を乗り越えてきた歴史ということができます。現在のコロナ禍もその苦難の一つであることはもちろんですが、感染防止のためのマスク、手洗い、うがい、「三密」回避などは、古人が味わった悲惨さに比べれば苦難というほどのものではありません。ワクチンと治療薬が開発されるまでの辛抱です。来年に延期された「東京2020オリンピック・パラリンピック」の実現に何とか希望を見出したいものです。

世界の潮流は今、「コロナ後」をいかに展望するかに向かっていきます。コロナによって破壊されたこれまでの体制を単に復興させるのではなく、気候変動から金融政策まで環境と経済が融合した全く新しい社会像、あるいは政治経済体制を「グリーンリカバリー」という理念のもとに模索しているところの動きです。日本でもウイルスとの共存を前提とした「新しい日常」などの言葉が語られてはいますが、もっとスケールという次元の違う議論が交わされることを期待したいところです。

いずれにしても、本来は輝かしい年明けで迎えた今年もコロナ自粛ですでに半年が過ぎてしまいました。私たちのぞみ会の活動も大きな制約を受け、これまでのところさしたる実績を残せておりません。コロナ禍が下火となることを願いながら後半戦に全力を傾けたいと思います。売り物の「後見人講習会」(4日間)と「健康講演会」も持ち越し、後ろ倒しとなっています。また「任意後見契約」の獲得、「法人後見」への備え等もこれからの課題です。先日開催した第7回通常総会ではこれらのことを論議、確認しました。



引き続き皆様の力強いご支援とご協力をお願いいたします。

(理事長 照山忠利)

総会報告

コロナ禍で延期となっていた NPO 法人成年後見のぞみ会の第7回通常総会が、令和2年6月13日（土）午前10時30分から、石神井公園区民交流センター消費者団体活動室で開催されました。

（出席正会員 11 名 照山忠利、佐藤賢治、岩淵裕子、澤田麻由美、森合恵子、小川肇、曳野賢一、星野勢、鈴木敬、佐藤喜代子、吉浦茂樹）

【総会の議案】

- ・第1号議案 令和元年度事業報告について
- ・第2号議案 同活動計算書について
- ・第3号議案 令和2年度事業計画について
- ・第4号議案 同活動予算について
- ・第5号議案 その他



開会にあたり議長に佐藤賢治、議事録署名人に岩淵裕子、吉浦茂樹の両名を選任しました。会議の冒頭、長年にわたり当会役員を務め去る2月13日に逝去された故岩田晋氏の功績に感謝し、御霊のご冥福を祈って黙祷を捧げました。

第1号議案では特に「健康講演会」（誤嚥性肺炎防止と訪問診療）、および成年後見セミナー（4日間）の事業が成功を収めたことが報告されました。第2号議案では収支ほぼ均衡した会計がなされたとの報告があり、澤田監事より「適正」との監査報告がありました。第3号議案ではコロナ禍により事業推進に支障がでているものの、前年同様の活動を計画し、さらに「任意後見」と「法人後見」に取り組む方針が確認されました。第4号議案については、収支見通しが厳しい中で会費収入増を図るとともに支出の抑制に努め黒字基調を維持する方針が確認されました。第5号議案の審議事項は特になく、全議案が満場一致をもって可決されました。

* 総会の議案資料（事業報告、活動計算書等）は、成年後見のぞみ会のホームページ <http://www.kouken-nozomi.org/> に掲載していますのでご覧ください。

2020年度 成年後見人講習会のご案内

昨年も開催いたしました『成年後見人講習会』を、下記日程で今年も行う予定です。

前期：9/27（日）と10/4（日） 後期：10/11（日）と11/7（土）

場所：ココネリ（練馬区立区民・産業プラザ）3階 多目的室

受講料：前期・後期それぞれ 1,000 円、後期まで通算で 2,000 円

当会のホームページにご案内、お申し込みフォームがありますので、ぜひご覧になって下さい。

◆ホームページのアドレス <http://www.kouken-nozomi.org/>

また、下記のご連絡先からもご案内・受付しています。

〒178-0064 練馬区南大泉 4-29-35 成年後見のぞみ会 照山忠利

TEL080-1700-1050 Eメール tteru@ae.auone-net.jp

成年後見制度を知る手引き④（法定後見）

第2回でお話した2つの成年後見制度のうち、今回は法定後見の話です。

法定後見は、既に判断能力が低下した人を守るための制度です。判断能力の低下の程度が重い順に、「後見」、「保佐」、「補助」の3つに分かれます。判断能力の低下した人の支え手を「(成年)後見人」、「保佐人」、「補助人」、支援を受ける人を「(成年)被後見人」、「被保佐人」、「被補助人」と呼びます。

判断能力の低下の程度が最も重い「後見」の場合、(成年)被後見人は、日常生活に必要な買い物等の行為を除いて全ての法律行為が出来なくなります。自分の銀行口座の払戻や、介護サービスの為の契約も出来ません。(成年)後見人が代理人となり、被後見人に代わって法律行為を行うこととなります。

判断能力の低下が中度の「保佐」の場合、被保佐人は民法で「重要な法律行為」として定められた9つの行為全てについて、判断能力の低下が軽度の「補助」の場合は、その一部について、保佐人、補助人の同意(追認)が必要となります。被保佐人や被補助人が、保佐人や補助人の同意を得ずにこれらの法律行為を勝手に行った場合は、保佐人や補助人は、本人の為にならないと判断した場合は、その行為を取消すことが出来ます。これらの同意が必要な「重要な法律行為」以外の行為については、被保佐人や被補助人は制限を受けませんが、「保佐」の場合、家庭裁判所の判断により、保佐人の同意が必要な法律行為の範囲を9つの行為以外にも広げる場合があります。また、保佐人や補助人は、家庭裁判所が認めた場合に一部の法律行為について代理権を持つこともあります。

以前は被後見人や被保佐人となると会社役員や医師等に就けなくなる制限がありました。しかしながら、この様な就業制限はノーマライゼーションの考え方にそぐわないことから、2019年に法改正され、被後見人や被保佐人であっても、それを理由に一律に就業を制限されることは無く、個々人の心身の状況に応じて就業の可否を判断することとなりました。

●9つの重要な法律行為：①預貯金の払戻、金銭の貸付、②金銭を借りること、保証人になること、③不動産などの重要な財産の処分、④訴訟行為、⑤贈与、和解、仲裁同意、⑥相続の承認放棄、遺産分割、⑦贈与遺贈の放棄、不利な条件の負担付贈与遺贈を受けること、⑧新築、改築、大修繕、⑨長期の賃貸借契約

会員募集中

私たちは成年後見制度の普及・啓発活動を行いながら、やがて「市民後見人」としての地歩を築いていくことを目指しています。この趣旨に賛同し、支援して下さる会員を募集しています。

会員の種別および会費(年額)は次のとおりです。

◆正会員 6,000円 ◆賛助会員 3,000円 (企業・団体は20,000円)

お問い合わせ、お申し込みは下記までお願いいたします。

〒178-0064 練馬区南大泉4-29-35 成年後見のぞみ会 照山忠利

TEL080-1700-1050 Eメール tteru@ae.auone-net.jp

健康食品について

内閣府の調査によりますと、国民の6割が健康食品を利用し、その中でも50代以上の3割では、ほぼ毎日利用しているそうです。健康食品には法的な定義があるものと無いものがあります。(無いものがダメということではありません)

今回は、国が定めた健康を保持増進する食品について、いくつかご紹介したいと思います。



まず初めに健康食品の種類について。

- A) 一般食品・・・機能性の表示ができません。してはいけない食品です。
- B) 保険機能食品
 - ① **特定保健用食品** → **国が安全性・機能性を審査済み**。「トクホ」と呼ばれています。
 - ② 栄養機能食品 → ビタミン類(12種)・ミネラル類(5種)のうち、国が定める1日当たりの摂取目安量が適合している場合は表記可能です。
- C) 機能性表示食品・・・企業が自社製品の機能性について確認したデータを国に届けたもの。

上記のように、健康食品はいくつかに分類されています。健康食品はあくまでも食品であり、病気の治療を目的とはしておりません。

食品の表示や広告は、期待をもたせる表現や魅力的な言葉で書かれていて、飛びつきたくなるようなフレーズに出会うことがよくあります。私ならダイエット1週間で5キロやせます!!などと表示されていたら、すぐにでも買いたくなってしまいます。

新型コロナウイルスが流行し、それに関連した製品が販売されていますが、違法として摘発されるものもあり、また消費者庁への相談も増えているようです。

健康食品は、持病などをお持ちの方には逆効果になったり、アレルギーを発症することもあるので注意が必要です。健康食品を選ぶときは、表示されているマークや内容を冷静に確認するとともに、薬局・販売店のスタッフに相談してみることをお勧め致します。

これから暑い夏が来ます。水分補給や十分な睡眠をとり健康食品を上手に利用することで熱中症予防をしていただきたいと思います。

以上

<条件付き特定保健用食品とは>

特定保健用食品の審査で要求している有効性の科学的根拠のレベルには届かないものの、一定の有効性が確認される食品を、限定的な科学的根拠である旨の表示をすることを条件として許可する特定保健用食品のことです。

